限定承認公告

本籍神奈川県横浜市磯子区杉田八丁目二四番、最後の住所神奈川県横浜市港南区最戸二丁目一一番一三号　被相続人　亡　古河　澄雄

右被相続人は平成三十年二月九日死亡し、その相続人は平成三十年六月十一日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

横浜市中区太田町六丁目八四番二号三井生命横浜桜木町ビル六階

相続財産管理人古河幹雄

代理人弁護士　伴　広樹

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第5項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第1項（保証社員の地位を失った場合、又は旅行業法第51条第1項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第2項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書2通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成30年6月21日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のAは保証社員の地位を失った場合、Bは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①有限会社エム・エフ・シー　②第3種旅行業　③北海道知事登録旅行業第3－640号　④有限会社エム・エフ・シー　札幌市中央区南一条西十三丁目317番地10　取締役　西田憲策　⑤本社営業所　札幌市中央区南一条西十三丁目317番地10　⑥平成25年7月31日　⑦平成30年5月18日　⑧60万円　⑨300万円

A　①スカイシップ株式会社　②第2種旅行業　③東京都知事登録旅行業第2－6082号　④スカイシップ株式会社　東京都中央区勝どき二丁目8番12号東京ビュック中銀1508　代表取締役　廣瀬弘之　⑤本社営業所　東京都中央区勝どき二丁目8番12号東京ビュック中銀1508　⑥平成20年8月26日　⑦平成30年5月17日　⑧220万円　⑨1100万円

限定承認公告

本籍大阪府大阪市西淀川区歌島三丁目八九番地、最後の住所大阪府門真市大倉町一三一一六フローラ大倉二〇三号

被相続人　亡　中三　正廣

右被相続人は平成三十年一月十三日死亡し、その相続人は平成三十年六月七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日

神奈川県鎌倉市梶原四丁目三番五号グランシティ鎌倉梶原六〇四号

相続財産管理人　中三　尚

A　①株式会社ピーアイエヌ　②第3種旅行業　③高知県知事登録旅行業第3－102号　④株式会社ピーアイエヌ　高知市二葉町11番9号森山ビル1F　代表取締役　田村知也　⑤本社営業所　高知市二葉町11番9号森山ビル1F　⑥平成20年9月17日　⑦平成29年12月31日　⑧60万円　⑨300万円

A　①日本団体旅行社　②第3種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第3－568号　④渡邉堯　京都市左京区一乗寺才形町34番地　⑤本社営業所　堺市南区庭代台4丁目22－7　⑥昭和44年11月17日　⑦平成30年5月21日　⑧60万円　⑨300万円

A　①トラベルユウ株式会社　②第3種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第3－86号　④トラベルユウ株式会社　甲州市塩山上井尻1497番地　代表取締役　小嶋正美　⑤本社営業所　甲州市塩山上井尻1497番地　⑥昭和53年1月24日　⑦平成30年4月30日　⑧60万円　⑨300万円

以上5件

東京都港区赤坂4丁目2番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

出資1口の金額の減少公告

当組合は、平成三十年五月二十八日開催の第二回通常総会において、出資1口の金額を十万円から1万円に減少する旨を決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成三十年六月二十一日

岡山県岡山市北区青江五－二二－三一　丸山ビル二〇二　ヒューマンリソース協同組合

代表理事　三宅　浩治

株式売渡請求につき通知公告

当社の特別支配株主より、株式売渡請求があり、当社はこれを承認いたしましたので、公告します。

一、特別支配株主の氏名又は名称及び住所

三ツ浜汽船株式会社（住所・愛媛県松山市祓川二丁目七番一〇号）

一、売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項

特別支配株主は、本売渡株主に対して本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式一株につき、二千円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

一、売渡株式の取得日

平成三十年七月一日

一、株式売渡請求に係る取引条件

売渡株式の対価は、取得日以降合理的な期間内に取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載された売渡株主の住所または売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されます。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により、当該売渡株主に対する本売渡対価の支払が実施されます。

平成三十年六月二十一日

愛媛県松山市古三津六丁目一〇番一九号

愛媛オーシャン・ライン株式会社

代表取締役　渡部　哲

取消公告

平成二十年三月二十三日（号外第六十二号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十年六月二十一日

島根県雲南市大東町大東一〇一五番地八

（甲）株式会社上代工務店

代表取締役　上代　悟史

島根県雲南市大東町大東九七六番地一一

（乙）株式会社かみしろ

代表取締役　上代　悟史

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十日付特第九号二ページ●同月二十一日付第一三四号一二八ページ●同日付政府調達第一一五号六四ページ●三月二十八日付参会第九号（その一）三二ページ●同（その二）二四〇ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）